

○多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

(平成 30 年 9 月 6 日条例第 13 号)

改正 令和 5 年 6 月 19 日条例第 20 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条の 4)

第 2 章 不適正な土地の埋立て等の禁止等(第 4 条―第 6 条)

第 3 章 特定事業の規制

第 1 節 特定事業の許可等(第 7 条―第 18 条)

第 2 節 特定事業の管理等(第 19 条―第 32 条)

第 2 節の 2 特定事業に係る土地所有者等の義務等(第 33 条・第 33 条の 2)

第 4 章 雑則(第 34 条―第 40 条)

第 5 章 罰則(第 41 条―第 44 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等及び土砂等の土質について、必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するとともに、良好な生活環境及び自然環境を保全し、もって住民の安全かつ健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をする行為をいう。
- (2) 土砂等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物以外のものであって、土砂、碎石又はこれらに類するもの及びこれらに混入し又は吸着したものをいう。
- (3) 採取土砂等 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)、砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)、千葉県土採取条例(昭和 49 年千葉県条例第 1 号)その他法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対して何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等をいう。
- (4) 改良土 土砂等又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物(燃え殻、汚泥(無機質のものに限

る。))に化学的安定処理によって生じたものであって、土砂等と同等の形状を有するものをいう。

- (5) 埋立て 土砂等で周辺地盤面より低いくぼ地等を埋めることをいう。
- (6) 盛土 土砂等で周辺地盤面より地盤を高く盛り上げ、将来にわたってその形状の変更が予定されていないことをいう。
- (7) 堆積 土砂等で周辺地盤面より地盤を高く盛り上げ、将来その形状の変更が予定されていることをいう。
- (8) 一時堆積 他の場所への搬出を目的とする土砂等を一時的に堆積することをいう。
- (9) 特定事業 土地の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土地の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域)以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土地の埋立て等を行う事業をいう。
- (10) 一時堆積特定事業 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として行う土砂等の一時堆積行為をいう。
- (11) 特定事業区域 特定事業を行う土地の区域をいう。
- (12) 特定事業場 特定事業区域及び土砂等の搬入路その他の特定事業に供する施設が存する区域をいう。
- (13) 事業主等 事業主(土地の埋立て等の工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいう。)及び施工者(土地の埋立て等の工事の請負人(当該工事の下請負人を含む。))をいう。
- (14) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
(事業主等の責務)

第3条 事業主等は、土地の埋立て等による土壌の汚染、土砂等及び排水による災害の発生の防止並びに良好な生活環境及び自然環境の保全をする責務を有する。

2 事業主等は、土地の埋立て等を行うに当たっては、その周辺地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、土地の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

3 事業主等は、土地の埋立て等に使用される土砂等を運搬する者(以下「土砂等運搬者」という。)に対し、当該土砂等の運搬量、車両への積載方法、運搬経路等が適正に行われることを監督する責務を有する。

(土砂等の発生者及び土砂等運搬者の責務)

第3条の2 土砂等が発生する工事を行う者は、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を土地の埋立て等の用に供してはならない。

- 2 土砂等運搬者は、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならない。
- 3 土砂等運搬者は、土砂等の発生場所が異なる土砂等が混ざり合わないようにな必要な措置を講じなければならない。
- 4 土砂等運搬者は、当該土地の埋立て等が行われる周辺地域の住民の良好な生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第3条の3 土地所有者等は、土地の埋立て等を行おうとする者に対して土地を提供しようとするときは、当該土地の埋立て等が完了した後の土地の利用計画、日照、景観その他周辺地域の良好な生活環境及び自然環境に与える影響を十分考慮しなければならない。

- 2 土地所有者等は、町が実施する不適正な土地の埋立て等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(町の責務)

第3条の4 町は、土地の埋立て等による土壌の汚染、土砂等及び排水による災害の発生の防止並びに周辺地域の良好な生活環境及び自然環境を保全するため、土地の埋立て等の状況の把握、不適正な土地の埋立て等の監視及び調査、土地の埋立て等に係る住民からの苦情の処理その他必要な事項の実施に当たるものとする。

第2章 不適正な土地の埋立て等の禁止等

(土砂等の安全基準)

第4条 土地の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

(安全基準等に適合しない土砂等による土地の埋立て等の禁止)

第5条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土地の埋立て等を行い、又はこれを行わせてはならない。

- 2 土地の埋立て等を行い、又はこれを行わせる者は、当該土地の埋立て等に改良土を使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 一時堆積特定事業に使用するとき

(2) 災害の発生防止又は地盤改良等の事由により町長が必要と認めるとき

(災害が発生するおそれのある土地の埋立て等の禁止)

第6条 何人も、土砂等若しくは排水による災害が発生するおそれのある土地の埋立て等を行い、又はこれを行わせてはならない。

第3章 特定事業の規制

第1節 特定事業の許可等

(特定事業の許可等)

第7条 特定事業区域の面積（一時堆積特定事業にあつては、一時堆積の一山あたりの底面積を合算した面積をいう。以下同じ。）が300平方メートル以上となる特定事業（当該特定事業区域に隣接又は近接する土地（当該特定事業の事業主等及び当該特定事業区域の土地所有者等の土地を除く。）において、当該特定事業を施工する日の前1年以内に土地の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の特定事業区域の面積を合算して300平方メートル以上となる場合を含む。）を行おうとする事業主等は、あらかじめ、特定事業区域ごとに町長の許可を受けなければならない。

2 特定事業区域の面積が300平方メートル未満の特定事業を行おうとする事業主等は、あらかじめ、特定事業区域ごとに町長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、特定事業が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(第21条第1号において「公共特定事業」という。)

(2) 採取土砂等の販売を目的とする一時堆積特定事業

(3) 採取土砂等のみを用いて行う許認可行為(法令等に基づき許可又は認可を要する行為をいう。以下同じ。)を伴う事業であつて、規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事業
(事前協議)

第8条 第7条第1項又は第16条第1項の許可を受けようとする事業主等は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業の計画について、町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議において、当該許可の申請をしようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(土地所有者等及び隣接住民等の同意)

第9条 第7条第1項若しくは第16条第1項の許可を受けようとし、又は第7条第2項若しくは第17条第1項の届出をしようとする事業主等は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該許可を受けようとし、又は届出をしようとする特定事業区域内の土地所有者等及び当該特定事業区域の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（当該土地所有者等及び特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者が当該特定事業の事業主等と同一である場合を除く。以下同じ。）に対し、当該特定事業の計画並びに第33条及び第33条の2各項の規定の内容について説明し、その同意を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、第7条第1項の許可を受けようとする事業主等は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該許可を受けようとする特定事業区域の存する土地に隣接する土地(特定事業区域内の土地所有者等及び事業主等が所有

し、占有し、又は管理する土地以外の土地をいう。以下同じ。)の所有者に対し、当該特定事業の計画及び次条第4項の規定について説明して、同意を得るとともに、特定事業区域の境界から300メートル以内の区域(以下「当該区域」という。)に居住する住民について、当該区域に居住する世帯の10分の8以上の世帯主から、その同意を得なければならない。

- 3 前2項の同意は、次条に規定する説明会又は周知の後に得なければならない。
(住民説明会)

第10条 第7条第1項の許可を受けようとする事業主等は、規則で定めるところにより、当該許可を受けようとする特定事業区域の周辺住民に対する説明会(以下「住民説明会」という。)を開催し、理解を得るよう努めなければならない。

- 2 前項の住民説明会が災害、周辺住民等の事情その他やむを得ぬ事由により開催することができない場合は、規則で定める方法により、周辺住民等に周知しなければならない。

- 3 第7条第1項の許可を受けようとする事業主等は、住民説明会又は前項の周知が終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その結果を町長に提出しなければならない。

- 4 第7条第1項の許可を受けようとする事業主等は、当該許可の申請をしようとする特定事業区域の存する自治会等から、当該特定事業区域の周辺地域の生活環境を保全するための措置等に関する協定の締結の申し出があったときは、これに努めなければならない。

(特定事業の許可の申請)

第11条 事業主等は、第7条第1項の許可を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書面を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業主等の氏名又は名称、住所及び連絡先(法人にあっては名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地及び連絡先)
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業の区分(一時堆積特定事業以外の特定事業・一時堆積特定事業)
- (4) 特定事業区域の位置及び面積
- (5) 特定事業の期間
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量(一時堆積特定事業にあっては、搬入及び搬出の年間予定量)
- (7) 施工管理者の氏名、職名及び連絡先
- (8) 特定事業の設計説明、施工及び管理の方法、工程、施工に係る組織系統その他町長が指示する事項を記載した特定事業施工計画

(9) 特定事業に使用する土砂等の搬入計画（一時堆積特定事業にあっては、搬入及び搬出計画）

(10) 特定事業が行われている間の土砂等又は排水による災害の発生を防止するための措置

(11) 特定事業が行われている間の事故防止及び周辺地域の生活環境を保全するための措置

(12) 特定事業区域の表土の地質の状況を記載した書面

2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の許可を受けようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、当該許可を受けようとする事業主等は、前項の申請書に規則で定める書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(特定事業の届出)

第12条 事業主等は、第7条第2項の届出をしようとするときは、前条第1項第1号から第6号及び第9号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(申請等の制限)

第13条 事業主等は、特定事業の期間について、第7条第1項の許可を受けようとするときは2年（一時堆積特定事業の場合にあっては、1年）、同条第2項の届出をしようとするときは3月（一時堆積特定事業の場合にあっては、6月）を超えて許可の申請又は届出をすることができない。

(許可の基準)

第14条 町長は、第11条第1項及び第2項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(1) 事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 次のいずれかの事由により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ア) この条例又は生活環境若しくは自然環境の保全を目的とする法令等の規定に違反したこと

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定に違反したこと

イ この条例又はア（ア）に掲げる法令等の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者

ウ この条例又はア（ア）に掲げる法令等の規定により、土地の埋立て等に関する事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ この条例又はア（ア）に掲げる法令等の規定により、土地の埋立て等の規制に関する法令等の取消し処分を受けた者で当該取り消しの日から5年を経過しない者

- オ 特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 多古町暴力団排除条例（平成 24 年多古町条例第 4 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- キ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ク 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法人にあっては、その役員）がアからキまでのいずれかに該当する者
- ケ 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者
- コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者
- サ 施工管理者がアからキまでのいずれかに該当する者
- シ 下請負人がある場合にあつては、当該下請負人（法人にあっては、その役員）がアからキまでのいずれかに該当する者
- ス 心身の故障によりその業務が適切に行うことができないと認められる者
- (2) 第 7 条第 1 項の許可を受けようとする事業主等が、特定事業を行うことに必要な資力及び信用を有すること。
- (3) 規則で定める特定事業を行う場合にあつては、事業主又は施工者の元請人が必要な能力を有すること。
- (4) 規則で定める施工管理者が置かれること。ただし、特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上の特定事業にあつては現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に施工管理者が置かれること。
- (5) 特定事業区域の表土の土砂等が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され土壌の汚染が防止されていると認められる一時堆積特定事業の場合にあつては、この限りでない。
- (6) 特定事業に使用される土砂等が、規則で定める土砂等の基準（以下「土砂等の基準」という。）に適合すること。
- (7) 特定事業区域の構造が、規則で定める基準に適合すること。
- (8) 事故防止及び生活環境を保全するための必要な措置が、規則で定める基準に適合すること。
- (9) 特定事業区域に隣接する土地の境界並びに特定事業区域内の道路、河川、水路及び法定外公公共物の境界が確定し、特定事業区域及びこれに隣接する土地との境界を明らかにする杭等が設置されていること。
- (10) 第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による同意を得ていること。
- (11) 第 10 条の規定による住民説明会又は周知が終了していること。

(許可の条件)

第 15 条 町長は、第 7 条第 1 項の許可をするときは、土砂等及び排水による災害の発生防止並びに周辺地域の良好な生活環境及び自然環境の保全を図るため、必要な条件を付することができる。

(特定事業の変更許可等)

第 16 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主等は、第 11 条第 1 項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の申請については、第 9 条(第 3 項を除く。)の規定を準用する。この場合において、変更しようとする内容、規模等に応じて町長が必要と認めるときは、変更しようとする事項に関する住民説明会又は周知については、第 10 条の規定を準用する。

3 第 1 項の許可を受けようとする事業主等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、交付された協議済み通知書及び規則で定める書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

(2) 変更の内容及びその理由

4 第 7 条第 1 項の許可に係る特定事業の期間の変更は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して 6 月を超えることができない。

5 第 7 条第 1 項の許可に係る特定事業区域の面積の変更は、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の 10 分の 2 を超えることができない。

6 第 7 条第 1 項の許可に係る一時堆積特定事業は、特定事業区域の面積を変更することができない。

7 第 14 条(第 10 号を除く。)及び前条の規定は、第 1 項の許可について準用する。

8 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主等は、第 1 項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して 10 日以内に、その旨を町長に届け出るとともに、第 9 条第 1 項の同意をした土地所有者等に通知しなければならない。

(届出に係る特定事業の変更)

第 17 条 第 7 条第 2 項の届出をした事業主等は、当該届出に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、第 9 条第 1 項の規定を準用する。

3 第 1 項の届出をしようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した届出書に前項において準用する第 9 条第 1 項の同意を得たことを証する書面及び規則で定める書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

(2) 変更する事項の内容

(3) 変更の理由

（名義貸しの禁止）

第18条 第7条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした事業主等（以下「許可事業主等」という。）は、自己の名義をもって、第三者に当該許可又は届出に係る特定事業を行わせてはならない。

第2節 特定事業の管理等

（標識の設置等）

第19条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、その許可に係る特定事業区域の公衆の見やすい場所に、当該特定事業を行っている間、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を開始する日までに、当該特定事業区域の外周及びこれに隣接する土地との境界に杭等を設置し、当該特定事業を行っている間、当該特定事業区域の範囲及びこれに隣接する土地との境界を明らかにする表示を行わなければならない。施工上の事由により当該杭等を一時的に取り外す場合は、あらかじめ復元できる措置を講じた上、取外しの事由がなくなったときは、直ちにこれを復元しなければならない。

（特定事業の開始の届出）

第20条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を開始しようとするときは、開始する日までに、その旨を町長に届け出なければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第21条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して、町長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付を省略することができる。

(1) 土砂等が公共特定事業により発生し、若しくは採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの、又は公共特定事業の注文者が発行した安全基準に適合していることを証する書面が添付されたとき。

(2) 土砂等が採取土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) 第7条第2項の届出に係る特定事業の場合にあつては、前2号に掲げる書面に代わるものとして、当該発生場所から発生し、かつ、安全基準に適合していることを証していると認めるに足る書面が添付されたとき。

(4) その他土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと町長が認めたとき。
(土砂等管理台帳の作成等)

第22条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、その許可に係る特定事業に使用した土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項（一時堆積特定事業以外の特定事業にあつては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載した管理台帳を作成し、1年ごとに閉鎖しなければならない。

(1) 発生場所からの土砂等の運搬手段

(2) 1日ごとの土砂等の搬入量

(3) 許可に係る特定事業区域から搬出した土砂等の1日ごとの量及び搬出先ごとの内訳

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可に係る特定事業区域に使用した土砂等について、報告書に前項の規定により作成した管理台帳の写しを添付して、町長に報告しなければならない。

(地質検査等)

第23条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、規則で定めるところにより、その許可に係る特定事業区域の土壌の地質検査及び当該特定事業区域(当該許可に係る特定事業が一時堆積特定事業の場合にあつては、特定事業場)以外の地域への排水についての水質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。

2 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業区域に土砂等の基準に適合しない土砂等が搬入又は使用されたことを確認したときは、直ちに土砂等の搬入を停止し、その旨を町長に報告しなければならない。

(縦覧)

第24条 第7条第1項の許可を受けた事業主等は、その許可に係る特定事業を行っている間、当該特定事業の現場事務所又は町長が指定する場所において、この条例の規定により町長に提出した特定事業に係る書面の写し及び第22条第1項の管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(特定事業の廃止等)

第25条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、土砂等及び排水による災害の発生防止並びに周辺地域の良好な生活環境を保全するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を町長に届け出るとともに、当該工程に基づいて、当該措置を講じな

ればならない。ただし、休止をしようとする期間が2月未満であるときは、届出を要しない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の廃止又は休止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 3 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を廃止したときは、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出があったときは、第7条第1項の許可は、その効力を失う。
- 5 町長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした許可事業主等及び第9条第1項の同意をした土地所有者等に通知するものとする。
- 6 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨又は第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、当該土砂等を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。

(特定事業の完了)

第26条 許可事業主等は、次に掲げる区分に応じて、あらかじめ、その許可又は届出に係る特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を町長に届け出なければならない。ただし、特定事業の期間が1月未満の場合は、届出を要しない。

- (1) 特定事業の期間が1月以上6月未満の場合 完了する1月前まで
- (2) 特定事業の期間が6月以上の場合 完了する2月前まで
- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 3 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。
- 4 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業が第7条第1項の許可又は同条第2項の規定による届出の内容に適合しているかどうか及び土砂等及び排水による災害の発生防止並びに周辺地域の良好な生活環境を保全するために必要な措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を前項の規定による届出をした許可事業主等及び第9条第1項の同意をした土地所有者等に通知するものとする。
- 5 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨又は前項の措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、当該土砂等を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。

(特定事業の終了等)

第 27 条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、土砂等及び排水による災害の発生防止並びに周辺地域の良好な生活環境を保全するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を町長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに終了しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
- 3 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を終了したときは、終了した日から起算して 10 日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。
- 4 町長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、第 1 項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした許可事業主等及び第 9 条第 1 項の同意をした土地所有者等に通知するものとする。
- 5 前項の規定により、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合していない旨又は第 1 項の措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、当該土砂等を撤去し、又は当該措置を講じなければならない。

(譲受け)

第 28 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主等から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、町長の許可を受けなければならない。この場合においては、第 9 条第 1 項（同意に係る部分に限る。）及び第 10 条第 4 項の規定を準用する。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書面を添付して、町長に提出しなければならない。
 - (1) 譲り受けようとする者の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
 - (2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
 - (3) 前項の許可を受けようとする者が、営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 第 1 項の許可を受けようとする者は、譲受けの相手方が第 30 条又は第 31 条の規定により命令を受けた者であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

- 4 第1項の許可の基準については、第14条(第1項第1号、第6号及び第10号に係る部分に限る。)を準用する。
- 5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第7条第1項の許可を受けた事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。この場合において、譲受けの相手方が第10条第4項に規定する協定を締結している場合にあっては、これを承継する。
- 6 第7条第2項の規定による届出をした事業主等から当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ、町長に届け出なければならない。この場合においては、第9条第1項の規定(同意に係る部分に限る。)を準用する。
- 7 前項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、第2項各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(相続等)

第29条 許可事業主等について相続、合併又は分割(その許可又は届出に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその許可又は届出に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。この場合において、被相続人が第10条第4項に規定する協定を締結している場合にあっては、これを承継する。

- 2 前項の規定により許可事業主等の地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に、届出書にその事実を証する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(措置命令等)

第30条 町長は、第7条第1項、第16条第1項若しくは第28条第1項の許可を受けずに、又は第7条第2項若しくは第17条第1項の届出をしないで特定事業を行った事業主等に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等を停止し、又は当該土地の埋立て等に使用された土砂等の撤去、土砂等若しくは排水による災害の発生防止、当該埋立てが行われた区域及びその周辺地域の原状回復その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 町長は、第7条第1項の許可を受け、又は同条第2項の届出をして行う特定事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定事業の事業主等に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等を停止し、又は当該土地の埋立て等に使用された土砂等の撤去、土砂等若しくは排水による災害の発生防止、当該埋立てが行われた区域及びその周辺地域の原状回復その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 第 11 条第 1 項又は第 16 条第 3 項の申請書に記載した特定事業の施工計画に適合しないとき。
 - (2) 第 21 条の規定による届出をせず、又は土砂等の搬入がその届出の内容に適合しないとき。
 - (3) 第 25 条第 6 項、第 26 条第 5 項、第 27 条第 5 項又は次条第 2 項の規定に違反したとき。
- 3 町長は、土砂の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂の埋立て等を行っている事業主等又は行った事業主等に対し、当該土砂等の埋立て等を直ちに停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 4 町長は、土砂の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該土砂の埋立て等を行っている事業主等又は行った事業主等に対し、期限を定めて、当該土砂の埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 町長は、土壌の汚染又は土砂等若しくは排水による災害の発生を防止し、又は災害の発生による被害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めたときは、当該土地の埋立て等を行う事業主等又は行った事業主等に対し、当該土地の埋立ての停止、又は当該土地の埋立て等に使用された土砂等の撤去、土砂等若しくは排水による災害の発生防止、若しくは災害の発生による被害の拡大を防止するために、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (特定事業許可の取消し等)

第 31 条 町長は、第 7 条第 1 項の許可を受けた事業主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて、当該許可に係る特定事業の停止を命じ、若しくは第 8 条に基づき実施した特定事業の計画に対する協議の内容を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、第 7 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の許可を受けたとき。
- (2) 特定事業を引き続き 3 月以上行っていないとき。
- (3) 特定事業が第 11 条各項若しくは第 16 条第 3 項の申請書に記載された施工計画又は第 14 条各号に掲げる基準に適合しないとき。
- (4) 特定事業に使用されている土砂等が安全基準に適合しないことを確認したとき。
- (5) 第 15 条の条件に違反したとき。
- (6) 第 18 条の規定に違反して第三者に特定事業を行わせたとき。

- (7) 第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して、標識を設置せず、又は境界を明らかにする表示を行わなかったとき。
- (8) 第 21 条に規定する届出をしないで、土砂等を搬入し、又は土砂等の搬入が届出の内容に適合しないとき。
- (9) 第 22 条から第 24 条までの規定に違反したとき。
- (10) 前条の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により許可の取消しを受けた事業主等は、当該取消しに係る特定事業に使用した土砂等の撤去、土砂等若しくは排水による災害の発生防止、又は当該特定事業区域及びその周辺地域の原状回復若しくは良好な環境を保全するための措置その他必要と認める措置を講じなければならない。

(関係書類等の保存)

第 32 条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業について、第 25 条第 3 項の規定による廃止の届出、第 26 条第 3 項の規定による完了の届出若しくは第 27 条第 3 項の規定による終了の届出をした日又は第 31 条第 1 項の規定による取消しの通知を受けた日から 5 年間、当該特定事業に関し、この条例の規定により、町長に提出した書面の写しを保存しなければならない。

2 許可事業主等は、第 22 条の管理台帳をその閉鎖後 5 年間保存しなければならない。

第 2 節の 2 特定事業に係る土地所有者等の義務等

(特定事業に係る土地所有者等の義務)

第 33 条 第 9 条第 1 項の同意をした土地所有者等は、当該同意に係る特定事業による土砂等若しくは排水による災害の発生及び周辺地域の良好な生活環境の悪化を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第 9 条第 1 項の同意をした土地所有者等は、当該特定事業による土砂等又は排水による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止を求めるとともに、災害の発生防止又は災害の発生による被害の拡大防止その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を町及び関係機関に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者等に対する措置命令)

第 33 条の 2 町長は、特定事業に使用された土砂等が第 14 条第 6 号の規則で定める土砂等の基準に適合しないことを確認したときは、当該事業に係る第 9 条第 1 項の同意をした土地の所有者等に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等を撤去し、又は土壌の汚染防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 町長は、特定事業に使用された土砂等若しくは排水による災害の発生防止又は災害の発生による被害の拡大防止のため必要があると認めるときは、当該特定事業

に係る第9条第1項の同意をした土地の所有者等に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の撤去、土砂等若しくは排水による災害の発生防止、又は災害の発生による被害の拡大防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4章 雑則

(許可等に関する意見の聴取)

第34条 町長は、第7条第1項、第16条第1項又は第28条第1項の許可をしようとするときは、第14条第1号カからシまでのいずれかに該当する事由(同号クからシまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号カに係るものに限る。以下同じ。)の有無について、千葉県警察本部長又は町を管轄する警察署長の意見を聴くことができる。

2 町長は、第30条各項及び第31条第1項の規定による処分をしようとするときは、第14条第1号カからシまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長又は町を管轄する警察署長の意見を聴くことができる。

(調査等)

第35条 町長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、官公署その他の関係機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地の埋立て等が行われ、又は行われようとしている場所、土地の埋立て等に使用される土砂等の発生場所、運搬経路その他の関係場所及びその関係者について調査させることができる。

(報告の徴収)

第36条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行い、又は行わせている者に対し、期限を定めてその業務に関し報告をさせることができる。

2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等が行われている土地の所有者等に対し、期限を定めてその土地の埋立て等に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第37条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場、特定事業の現場事務所その他特定事業に係る業務を行う場所に立入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、その職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 前2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第 38 条 町長は、この条例の施行上又は公益上必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）、違反の事実及び命令の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

(1) 第 7 条第 1 項若しくは第 2 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定に違反して、特定事業を行った事業主等

(2) 第 30 条各項の規定による命令に違反し、又は第 31 条第 1 項の規定により許可を取り消された事業主等

2 前項に規定する公表は、多古町公告式条例(昭和 29 年多古町条例第 7 号)に規定する掲示場及び町ホームページに掲載することにより行うものとする。

(手数料)

第 39 条 第 7 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の許可を受けようとする者は、多古町手数料徴収条例(平成 12 年多古町条例第 4 号)に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(委任)

第 40 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

(罰則)

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 7 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定に違反して、許可を受けずに特定事業を行った者

(2) 第 18 条の規定に違反して、自己の名義をもって第三者に特定事業を行わせた者

(3) 第 30 条各項、第 31 条第 1 項又は第 33 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者

第 42 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 7 条第 2 項又は第 17 条第 1 項の規定に違反して、届出をしないで特定事業を行った者

(2) 第 21 条の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして土砂等を搬入した者

(3) 第 22 条第 1 項の規定に違反して、管理台帳を作成せず、又は同条で規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(4) 第 22 条第 2 項、第 23 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 36 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- (5) 第 32 条第 2 項の規定に違反して、管理台帳を保存しなかった者
- (6) 第 37 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 43 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 8 項、第 20 条、第 25 条第 3 項、第 26 条第 3 項又は第 27 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 28 条第 7 項又は第 29 条第 2 項の規定による届出書(規則で定める書面を添付したもの)を町長に提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書面を提出した者
- (3) 第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、標識を設置せず、又は境界を明らかにする表示を行わなかった者
- (4) 第 32 条第 1 項の規定に違反して、書面の写しを保存しなかった者
(両罰規定)

第 44 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 20 日から施行する。
(多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の廃止)
- 2 多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 10 年多古町条例第 6 号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に廃止前の多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「廃止前の条例」という。)第 6 条に規定する許可(以下「既許可」という。)を受けて事業を行っている者は、第 6 条及び第 6 条の 2 の規定にかかわらず、当該既許可に係る事業の期間が満了するまでの間は、なお、従前の例により当該事業を行うことができる。
- 4 この条例の施行前に既許可を受けて行われた事業については、廃止前の条例第 19 条又は第 21 条の規定は、なおその効力を有する。前項の期間経過の際、現に同項の規定によりなお従前の例によることとされる当該事業についても同様とする。
- 5 この条例の施行前にした行為、附則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる事業に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなおその

効力を有するものとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(多古町手数料徴収条例の一部改正)

6 多古町手数料徴収条例(平成12年多古町条例第4号)の一部を次のように改める。

(35) 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第9条第1項の許可に係る申請手数料 特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合1の区域につき20,000円、特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合1の区域につき48,000円

(36) 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第16条第1項の変更許可に係る申請手数料 第9条第1項の許可に係る特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合1の区域につき10,000円、第9条第1項の許可に係る特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合1の区域につき28,000円

(37) 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第27条第1項の許可に係る申請手数料 1の区域につき28,000円

附 則(令和5年6月19日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第9条第1項に規定する許可を受け、又は改正前の条例第10条の届出をして事業を行っている者(以下「既許可等」という。)は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該既許可等に係る事業の期間が満了するまでの間は、なお、従前の例により当該事業を行うことができる。

3 この条例の施行前に既許可等を受けて行われた事業については、改正前の条例第7条第1項及び第2項、第29条から第31条までの規定は、なおその効力を有する。前項の期間経過の際、現に同項の規定によりなお従前の例によることとされる当該事業についても同様とする。

4 この条例の施行前にした行為、附則第2項の規定により、なお従前の例によることとされる事業に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定により、なおその効力を有するものとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(多古町手数料徴収条例の一部改正)

5 多古町手数料徴収条例(平成 12 年多古町条例第 4 号)の一部を次のように改める。

- (35) 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の許可に係る申請手数料 特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満の場合 1 の区域につき 20,000 円、特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上の場合 1 の区域につき 48,000 円
- (36) 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第 16 条第 1 項の変更許可に係る申請手数料 第 7 条第 1 項の許可に係る特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満の場合 1 の区域につき 10,000 円、第 7 条第 1 項の許可に係る特定事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上の場合 1 の区域につき 28,000 円
- (37) 多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例第 28 条第 1 項の許可に係る申請手数料 1 の区域につき 28,000 円